

『個人番号カード』のQ&A

Q 『個人番号カード』の交付申請はどのように行えばよいでしょうか。

A 郵送またはインターネットで申請できますが、どちらの場合も申請者の写真が必要です。郵送で行う方は『通知カード』に同封されていた『個人番号カード交付申請書』に写真を貼付して、インターネットで行う方はデジタルカメラやスマートフォンなどで撮影して申請してください。

※写真は直近6カ月以内に無帽・正面・無背景で撮影したもので、サイズは縦4.5 $\frac{3}{4}$ cm×横3.5 $\frac{3}{4}$ cmです。

※詳しくは、『通知カード』に同封の案内をご覧ください。

Q カードの受け取りに必要な書類を教えてください。

A 次の書類を持参してください。

- ・申請者の『通知カード』
- ・申請者に郵送する『交付通知書』
- ・本人確認書類（写真付きのもの1点か、写真付でないもの2点）

Q マイナンバー制度が導入されると、住民基本台帳カードはどうなるのですか。

A 『個人番号カード』の交付開始以降、住民基本台帳カードの新規発行は行いません。2015年12月以前に発行された住民基本台帳カードについては、有効期限内は引き続きご利用いただけます。

マイナンバーがらみの詐欺にご注意を

○マイナンバーに関して、市の職員が、口座番号や口座の暗証番号、所得や資産の情報、家族構成や年金・保険の情報などを聞いたり、お金やキャッシュカードを要求したり、ATMの操作をお願いしたりすることは一切ありません。そのような電話や手紙、訪問には応じないでください。

○高額な金庫の販売や「マイナンバーを有料で管理します」といった電話など、マイナンバーの安全管理を過度に宣伝している商品販売や不正な勧誘などには十分注意してください。

○「あなたの名前やマイナンバーを貸してほしい」といった依頼は詐欺の手口ですので教えないうでください。

○不正な提供依頼を受けて自分のマイナンバーを他人に教えても罪にはなりません、「刑事事件になる」と言ってお金を取られる詐欺が発生しています。注意してください。

○不審な電話などを受けたら、次の連絡先にご相談ください。

- ・マイナンバーコールセンター（☎0570@0178）
- ・消費者ホットライン（☎188）
- ・警察相談専用電話（☎#9110）

マイナンバー制度のスケジュール

2015年12月

『通知カード』



- ・『通知カード』が届きました。
- ・必要に応じて『個人番号カード』交付の申し込みを行います。

2016年1月

マイナンバーの
利用開始



- ・申請者へ個人番号カードの交付を開始します。
- ・税金や社会保障の手続きでマイナンバーの利用を開始します。

2017年1月

マイナポータル



- ・マイナポータルの利用開始予定です。

2017年7月

本格的な運用が
スタート



- ・国と市役所がネットワークとしてつながります。

※マイナポータルは、インターネットで、マイナンバーの付いた自分の情報のやり取りについて確認できるものです。

※このスケジュールは現時点での予定であるため、今後、変更になる場合があります。